

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 殿

国 土 交 通 大 臣 齊 藤 鉄 夫



令和 6 年 2 月 2 8 日 付 け で 請 求 さ れ 同 月 2 9 日 付 け で 受 け 付 け た 行 政 文 書 の 開 示 請 求 に つ い て、行 政 機 関 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 法 律 (平 成 1 1 年 法 律 第 4 2 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、下 記 の と お り、開 示 す る こ と と し ま し た の で 通 知 し ま す。

記

1 開示する行政文書の名称

内閣法制局説明用資料（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案）

請求文書名：

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案（国土交通・財務省・2024年2月9日閣議決定）に係る内閣法制局の審査事務（内閣法制局設置法第3条第1号）に関連して作成された行政文書のうち（省庁により名称は異なるが、概ね、内閣法制局説明資料・逐条説明などと呼称される）法案の条文または論点に対応する形で解説または説明が記載されている行政文書

2 不開示とした部分とその理由

なし

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 事務所における開示（閲覧又は写しの交付）を希望する場合

◇開示の実施を受けることができる日時及び場所

日時：この通知書を受け取った日から30日以内

（土・日曜日、祝日を除く。）（9:30～11:45、13:00～16:45）

場所：国土交通省大臣官房総務課情報公開窓口

（東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 1階）